

遊戯施設における消費者安全について

1. 平成 28 年 7 月 20 日付けで、消費者庁から、地方公共団体及び関係省庁に対し、消費者庁が取りまとめた「小田原市エア遊具横転事故の原因等について」及び、経済産業省が策定した「商業施設内の遊戯施設の安全に関するガイドライン」を周知し、事故防止対策を推進することを依頼しました。
2. エア遊具の横転事故対策のポイントは、一般社団法人日本エア遊具安全普及協会「安全運営の 10 ヶ条」の遵守、特に 4 事項（重りの設置、注意報確認、風速計、点検リスト）の徹底です。エア遊具の運営受託事業者を選定する際に、当該事業者が「安全運営 10 ヶ条」の遵守等の安全対策を実施できるかを確認することや、実際に安全対策が実施されているか、実地調査等により定期的に確認することが重要となります。
3. また、消費者庁は、当該エア遊具を運営していた株式会社インターリコムに再発防止を指導するとともに、一般社団法人日本エア遊具安全普及協会に研修の実施等、安全対策の強化を依頼しました。

本資料に関する問合せ先

消費者庁消費者安全課 吉本、高瀬、岡崎

TEL : 03(3507)9137 (直通)

FAX : 03(3507)9290

HP : <http://www.caa.go.jp/>

都道府県 消費者行政担当課長 宛て

消費者庁消費者安全課長

遊戯施設におけるエア遊具の事故等の防止に関する周知について（依頼）

日頃から、消費者安全行政の推進に御尽力いただき、ありがとうございます。

エア遊具の事故防止については、平成 28 年 3 月 31 日付け通知「エア遊具の事故防止に関する周知について（依頼）」において、安全対策の推進を依頼したところです。

今般、消費者庁が取りまとめた「小田原市エア遊具横転事故の原因等について」及び経済産業省が策定した「商業施設内の遊戯施設の安全に関するガイドライン」を情報提供します。

強風によるエア遊具の横転事故、その他遊戯施設における事故を防止する取組みを推進するため、貴地方公共団体及び管内の市区町村の関係部局に対し、下記について周知していただくようお願いいたします。

記

1. 小田原市で発生したエア遊具に関する事故

エア遊具の事故防止には、一般社団法人日本エア遊具安全普及協会「安全運営の 10 ヶ条」の遵守が必要であるが、今回の事故を踏まえると、風に飛ばされる事故を防止するためには特に別紙の対策の徹底が必要であること

2. 上記 1 の対策の徹底のためには、以下の取組が重要であること

（１）エア遊具の設置運営を委託する事業者の募集・選定・契約の際には、受託事業者において提供されるべき安全対策の内容（例えば「安全運営の 10 ヶ条」を遵守すべき旨）を明確化するとともに、契約どおりに安全対策が履行されているかを監視する（定期的な実地調査等）こと等によって、事故の防止に取り組むこと。

（２）エア遊具を自ら設置する場合、「安全運営の 10 ヶ条」を遵守すること。

3. 商業施設内の遊戯施設の安全に関するガイドライン

同ガイドラインは、商業施設内の遊戯施設に限らず、様々な遊戯施設の事故防止に参考となること

【添付資料】

「商業施設内の遊戯施設の安全に関するガイドライン」

「小田原市エア遊具横転事故の原因等について」

「小田原市で発生したエア遊具事故の概要」

「安全運営の 10 ヶ条」

強風によるエア遊具横転事故の防止のために重要な 4 事項

(1) メーカー所定のウェイト・くいを必ず使うこと

現場担当者がウェイト・くいについて、適切な箇所に適切な方法で設置するためには、ウェイト・くいの設置マニュアルを個別遊具ごとに整備し、担当者に教育・研修することが重要である。このため、運営事業者がメーカー（製造事業者又は輸入事業者）からエア遊具を購入又はレンタルする場合は、当該マニュアルの整備されたエア遊具を選定することが重要である。

(2) 強風注意報等が発令されていないことを確認すること

気象庁の強風注意報及び暴風警報は、風による災害が発生するおそれがある際に発令されるものである。このため、発令直後に風速が比較的穏やかであっても、短期間のうちに突風が発生する可能性がある。このため、確実に強風注意報等の発令状況を把握することが重要である。

(3) 風速計を必ず取り付け、風速基準に沿った運営をすること

強風注意報等が発令されていない場合であっても、局所的に風速が強くなる可能性等がある。このため、体感ではなく、正確に風速を把握するために、風速計を必ず取り付けることが重要である。また、「安全運営の 10 ヶ条」の基準（瞬間風速 8m/s 超で運営注意、瞬間風速 10m/s 超で運営中断）等を踏まえつつ、各遊具の特性に沿って風速基準を定め、風速基準に沿った運営することが重要である。

(4) 点検リストに沿って確認すること

以上の（１）から（３）までの対策の実施について、現場担当者個人の判断に委ねるのではなく、点検リストに沿って組織的に確認する体制を整備することが重要である。

小田原市エア遊具横転事故の原因等について

平成 28 年 7 月
消費者庁消費者安全課

小田原市エア遊具横転事故の原因等に関して、小田原市、運営事業者、業界団体等へのヒアリング調査等を実施した結果は以下のとおりである。なお、現時点でのヒアリング内容に基づくものであり、今後変更の可能性がある。

1. 消費者事故等の概要

- 発生日時場所：平成 28 年 3 月 30 日（水） 14 時 11 分頃
- 発生場所：小田原こどもの森公園わんぱくらんど（都市公園）エントランス広場
- 公園設置者：小田原市
指定管理者：小田原市事業協会・日比谷アメニス・緑栄造園共同事業体
設置運営事業者（以下「運営事業者」という。）：株式会社インターリコム
運営事業者は、指定管理者との契約に基づき、エア遊具の設置・運営を実施。
- 事故概要：すべり台型のエア遊具 1 台が突風にあおられて横転、遊具利用者及び周辺の来園者が負傷。
- 負傷者：13 人（1 歳～75 歳、うち子供 7 名）

2. 事故の直接原因

突風にあおられたことによって、エア遊具が横転した。その原因は以下のとおりである。

（1）風速に関する情報把握等

- ・現場担当者は、当日朝にインターネットの天気予報で時間帯別天候と平均風速のみを確認していたが、気象庁から当日早朝から発令されていた強風注意報を確認・把握していなかった。また、午前中は風が穏やかだったことから、突風の可能性に関する意識が不十分だった。
- ・運営マニュアルで風速計の携帯を定めていたにもかかわらず、当日現場担当者は風速計を所持していなかった。
- ・風が強くなってきたため中止を判断し、新たな利用者の入場の受付を中止した。しかし、直ちに遊戯中の利用者を退去させて遊具を撤去する対応をとらず、利用者の遊戯が終了し全員が退場するのを待っていた間に、事故が発生した。

（2）重りの設置状況

- ・当該エア遊具には、重りは最大 20 箇所（底面 14 箇所、上部 6 箇所）取り付け可能である。また、事業者は現場担当者に 14 箇所設置するように指示していたが、

現場担当者によって、当日取り付けられていた重りは8箇所（合計8個、1個約23 kg）のみであった。

- ・このうち、風を受けた側面では、前方の底面2箇所に重りを取り付けたのみであった。側面の後方には4箇所の設置可能箇所があった（上部に2箇所、底面に2箇所）が、当該箇所には重りが1つも取り付けられていなかった。
- ・特に両側面の後方及び背面は面積が広く、その形状からも風の抵抗を受けやすく、強風対策としては、当時転倒した状況から察するに、側面後方に十分な重りを設置することが重要であると考えられる。一方で、事故当日は、側面後方に十分な重りを設置していなかったことが、事故発生に影響したと考えられる。
- ・また、後方左側角の底面の重りが、エア遊具の近接位置ではなく、遊具本体から離れた位置につながれていたため、側面への風対策に寄与できなかった可能性がある。

3. 背景要因：当該運営事業者のマニュアルに関して

（1）風速把握等について具体的な確認・指導が不足していた

- ・現場担当者が強い風と感じたら風速計で風速を確認し、営業の注意・中止を判断することを運営マニュアルには定めてあった。しかし、計測結果の実測値記載及び報告が明確に定められておらず、風速計による計測実施をチェックする体制が不十分であった。
- ・天気予報の確認は指導していたが、警報・注意報等の確認についての指針が明確ではなかった。

（2）設置すべき重りの仕様の書面での定めが不十分であった

- ・当該運営事業者は、運営事業者であると同時に、当該製品の輸入事業者である。しかし、個々のエア遊具ごとの設置すべき重りの仕様（具体的な重りの位置・個数・重さ・設置方法等）は、現地で実地指導はしていたが、これらを具体的に明記している仕様書等の書面がなかった。
- ・すなわち、当該エア遊具に関しては「全体として14箇所に重りを設置すべき」、「2つの設置可能箇所が隣接している場合には、重りを設置するのはどちらか1箇所に1個でも良いが、それ以外の設置可能箇所では必ず1箇所に1個設置する」、「底面ではエア遊具に近接して設置すべき」等の仕様について、書面により定めていなかった。
- ・書類としては、運営マニュアルに「必ず、重りやくいなどで、地面に遊具本体を固定して使用してください」、「重りやくいなどの固定方法に関しては、弊社の指示に従ってください」と記載されていたのみであり、個々のエア遊具ごとのマニュアルはなかった。

※エア遊具には様々な幅や高さの多様な形状があるため、エア遊具の種類ごとに、使用する重りの種類（土のう、くい等）に応じて、設置すべき箇所や個数、重さ、設置方法について、個別具体的に定める必要があ

る。このため、遊具の構造上は設置可能である箇所（今回は 20 箇所）の全てに設置するのではなく、輸入事業者の仕様として一部のみ（今回は 14 箇所）にとどめることもあり得るものの、今回の当該遊具における当該仕様の妥当性は不明である。

（３）始業前チェックリスト

- ・運営マニュアルに沿った点検については現場担当者に指導教育していたが、チェックリストなどに記入し、組織としてチェックする安全管理体制となっていなかった。

4. 日本エア遊具安全普及協会「安全運営の 10 ヶ条」との関係

（１）風速の把握

- ・今回の事案で、運営事業者の運営マニュアルには、風速の目安と共に「運営する際には、常に風速計で安全状態を確認してください。」「突風など予測不能の事態もありますので、地形や気象状況をよく理解した者が常に監視し、安全第一に臨機応変に対応してください。」と記載はされていたが、現場担当者は当日風速計を携帯しておらず、また、時間帯別天候と平均風速は確認していたが強風注意報については把握していなかった。
- ・「安全運営の 10 ヶ条」では、
「屋外設置の場合は、風速計を必ず設置し、風速基準に沿って運営」
「当該地域において気象庁発表の注意報、警報が発令されていないことを確認」とされており、これらが遵守されていなかった。

（２）重りの設置

- ・今回の事案では、製品別の設置すべき重りの仕様について、これを具体的に明記している仕様書等の書面がなかった。
- ・また、当日の現場担当者は、口頭で指導を受けていた「14 箇所」ではなく、「8 箇所」にしか設置していなかった。
- ・一方、「安全運営の 10 ヶ条」では、重りに関して具体的な仕様のある製品を使用することを前提に、運営事業者は「メーカー所定の重りをつける」とされており、これらが遵守されていなかった。

（３）始業前チェックリスト

- ・当該運営事業者は、運営マニュアルを基に点検をするよう現場担当者に教育をしていたが、チェックリスト表などに記入し管理するような取組はしていなかった。
- ・「安全運営の 10 ヶ条」では、「始業前点検リストに沿って、点検項目をしっかりと確認」とされており、これらが遵守されていなかった。

5. 再発防止策

(1) 小田原市

小田原市は、以下の対策を講じる予定。

① 事前に事業者の安全対策を確認

- ・市が管理する公園に遊具（エア遊具を含む）を設置する場合には、事前に市及び指定管理者が設置・運営する事業者の安全対策を確認する。

② 指定管理者への監督を強化

- ・指定管理者は、これまでも始業前に固定遊具の点検を毎日行っていたが、指定管理者が市に提出する業務の月例報告に、公園の遊具（エア遊具を含む）の点検の報告も含めることとし、合わせて、公園で市と指定管理者とのミーティングを行い、現場でも市と指定管理者が安全管理の状況を確認する機会を設ける。

(2) 当該事業者

当該運営事業者は以下の対策を講ずる予定。

③ チェックリストの作成

- ・風速計を持参し定期的な風速の計測ができていること、定期的に天気予報・注意報の確認ができていること等、詳細に記録できるようチェックリストを作成。

④ エア遊具ごとに重りの具体的な設置方法を規定

- ・今回の事故の原因となったエア遊具に関して、重りの具体的な仕様書（重さ・個数・設置位置等）を設定したところであり、他のエア遊具についても順次具体的な仕様書を設定する予定。

⑤ その他の主な取組

- ・全施設（通年運営施設）の現場担当者に対する教育指導を再度実施。
- ・営業開始前・営業中の安全チェック、天気予報・注意報の確認、風速値等を必ず表に記載し報告。
- ・風速計の使い方（風速基準と対応の仕方）を再指導するとともに、継続営業直営施設は、風速計に加えて視覚的に風速を把握するために吹き流しを設置する。
- ・毎月「安全の日」を定めて、安全の重要性についての勉強会を実施。
- ・取引関係施設等にも安全に関し、遊具ごとにマニュアル書を再度書面にて提供。

以上

小田原市エア遊具横転事故の原因等の概要

- 平成28年3月30日、突風により滑り台型のエア遊具が飛ばされ、接触した13名が負傷。
- 風速の把握や重りの設置等に関して、現場担当者に対する組織的な指導・監督が十分でなく、現場担当者の安全対策がおろそかになっていた。

事故の背景

(組織的な安全管理の体制)

・警報・注意報の確認についての指針が明確ではなかった

・目視点検を指導していたが、始業前点検リストを作成させ、組織的に確認する体制になかった

・遊具全体で20箇所重りが設置可能
・事業者は担当者に「14箇所設置すべき」と口頭指導していた
・設置場所等を具体的に明記した書面はなかった

事故当日の状況

(担当者の業務の実施状況)

・強風注意報を確認せず
・風速計を持参せず
・利用者の遊戯終了を待ち、営業中止が遅れた

・当該遊具全体で8箇所しか重りを設置せず
・特に、遊具の左側後方の設置箇所の重り設置が不十分だったことが事故に影響
(左側は、突風の風上側だった)

(参考)

安全運営の10ヶ条

(一般社団法人日本エア遊具安全普及協会が作成し、消費者庁が遵守を要請)

・風速計を必ず設置
・注意報等を確認

・始業前点検リストに沿って確認
(重り、風速に限らず運営全般で)

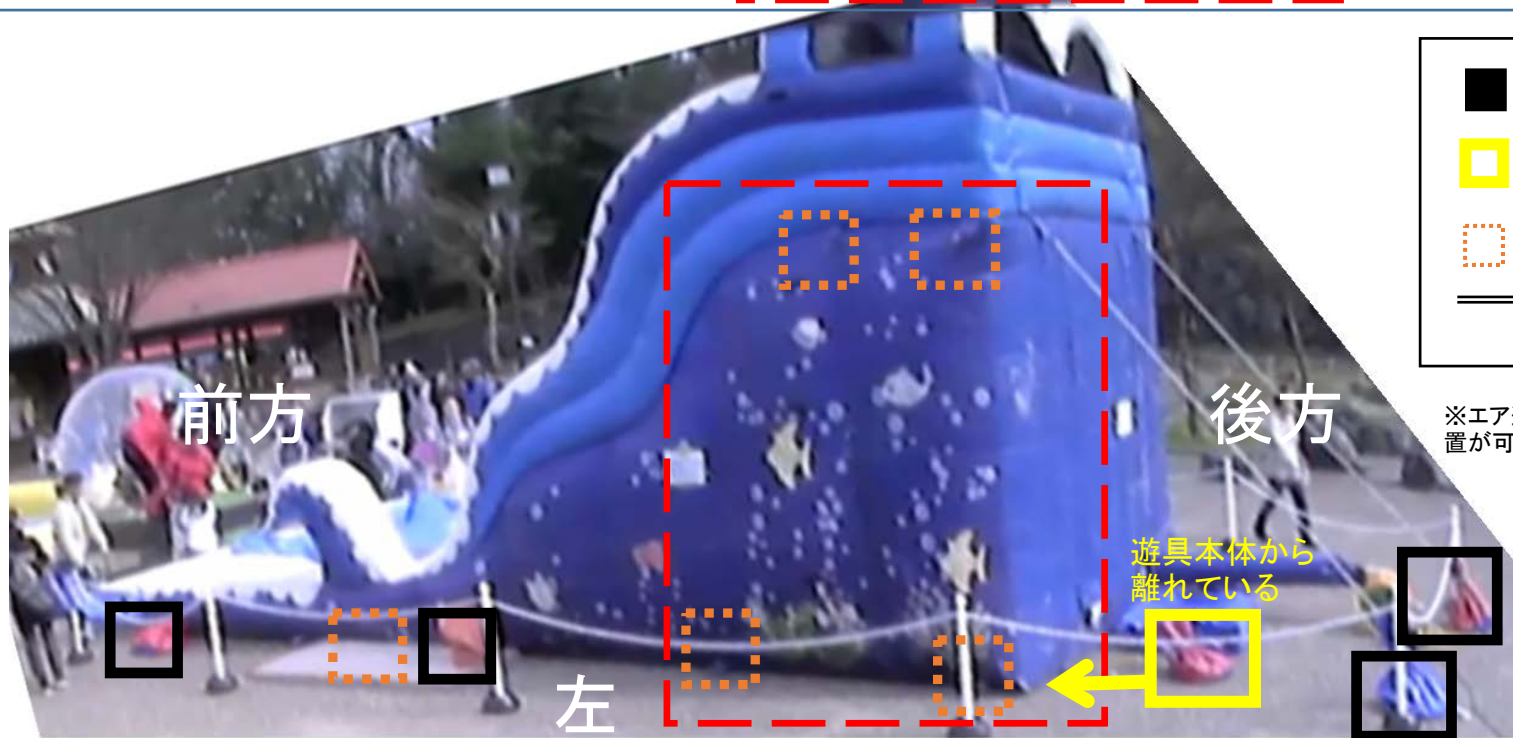
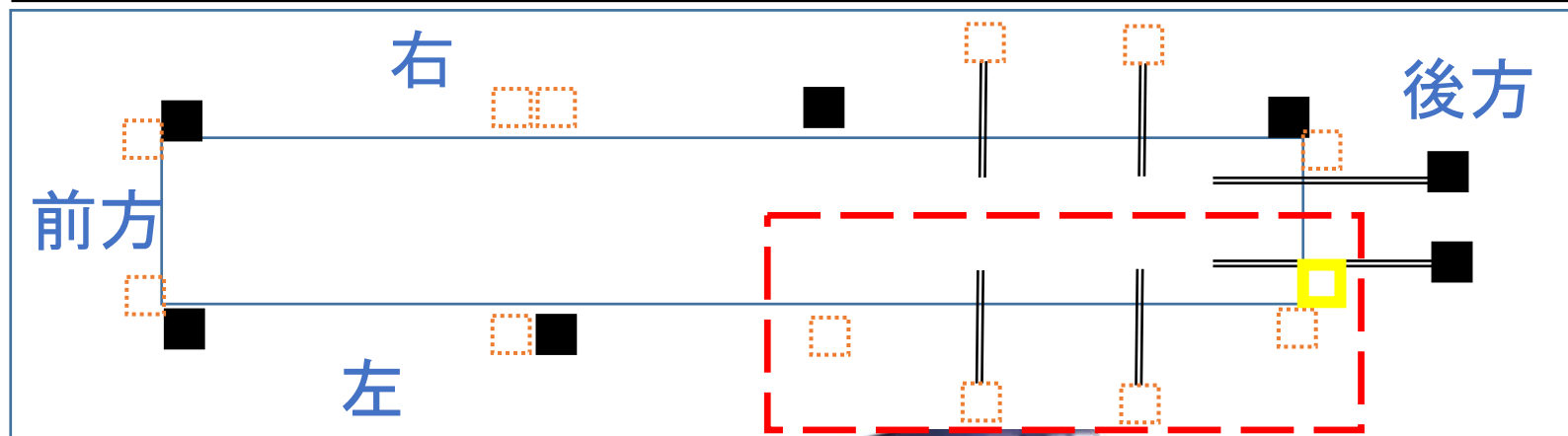
・メーカー所定の重りをつける

消費者庁が事業者に安全管理の徹底を指導

(重り設置の仕様設定、チェックリストによる安全管理等を実施中)

重りの設置可能箇所と実際の設置状況

エア遊具の左後方部の4箇所(赤点線部)は、エア遊具左側(当日の風上側)からの風への対策として重要だが、設置されていなかった。



- 設置されていた
- 設置されていたが、位置が不適切
- 設置無し
- == エア遊具上部から接続

※エア遊具の構造上、重りの設置が可能なポイントを記載